

松福障第1935号
松こ福第1338号
令和5年3月24日

指定障害者支援施設
指定障害福祉サービス事業所 の長 様
指定障害児通所支援事業所
(松本市に所在地のある事業所に限る)

松本市障がい福祉課長
松本市こども福祉課長

令和5年度障害福祉サービス等処遇改善計画書の提出について(通知)

日頃から本市の障がい福祉行政に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

標記について、「福祉・介護職員処遇改善加算」、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」の算定については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号)、「厚生労働大臣が定める基準」(平成18年厚生労働省告示第543号)、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第122号)及び「厚生労働大臣が定める児童等」(平成24年厚生労働省告示第270号)において示されているとおり、障害福祉サービス等処遇改善計画書を作成し、届け出る必要があります。

つきましては、「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和5年3月10日付け障障発0310第2号)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)」に基づき、下記のとおり計画書を提出してください。

記

1 提出書類

(1) 福祉・介護職員処遇改善加算のみを算定する事業所

- ア 令和5年度障害福祉サービス等処遇改善計画書確認票(別紙様式1)
- イ 障害福祉サービス等処遇改善計画書(別紙様式2-1)
- ウ 福祉・介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)(別紙様式2-2)
- エ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(者)又は障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書
- オ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(者)又は障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

※ エ、オについては、令和4年度と異なる区分の加算を算定する場合及び令和5年度

から新たに加算を算定する場合のみ提出が必要です。

(2) 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定する事業所

ア 令和5年度障害福祉サービス等処遇改善計画書確認票（別紙様式1）

イ 障害福祉サービス等処遇改善計画書（別紙様式2-1）

ウ 福祉・介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式2-2）

エ 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式2-3）

オ 職員分類の変更特例に係る報告（別紙様式2-5）

カ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（者）又は障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書

キ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（者）又は障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

※ オについては、特定加算における職員分類の変更特例を適用する職員がいる場合のみ提出が必要です。

※ カ、キについては、令和4年度と異なる区分の加算を算定する場合及び令和5年度から新たに加算を算定する場合のみ提出が必要です。

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する事業所

ア 令和5年度障害福祉サービス等処遇改善計画書確認票（別紙様式1）

イ 障害福祉サービス等処遇改善計画書（別紙様式2-1）

ウ 福祉・介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式2-2）

エ 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式2-3）

オ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書（施設・事業所別個表）
（別紙様式2-4）

カ 職員分類の変更特例に係る報告（別紙様式2-5）

キ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（者）又は障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書

ク 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（者）又は障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

※ カについては、特定加算における職員分類の変更特例を適用する職員がいる場合のみ提出が必要です。

※ キ、クについては、令和4年度と異なる区分の加算を算定する場合及び令和5年度から新たに加算を算定する場合のみ提出が必要です。

(4) 留意事項

事業の継続を図るために、対象職員の賃金水準を引き下げたうえで賃金改善を行う場合には、特別な事情に係る届出書（別紙様式5）の提出が必要です。

2 提出期限等

(1) 提出期限

令和5年4月15日（土）必着

※ 令和5年4月又は5月から加算を取得しようとする場合（令和4年度から引き続

き取得する場合を含む。)は、期限までに提出してください。

※ 提出期限後も随時受け付けますが届け出た月の翌々月からの加算算定となります。

(2) 提出方法

1部(郵送、窓口持参のみ受付)

※ 封筒に「令和5年度処遇改善計画書在中」と朱書きしてください。

(3) 提出先

下記の各担当課へ提出してください。

※ 同一法人で障害者総合支援法に基づく事業所及び児童福祉法に基づく事業所の両方の事業所の指定を受けている場合は、各担当課へ(1部ずつ)提出してください。

(4) 留意事項

ア 計画書に記載する事業所を指定する指定権者(長野県、中核市(長野市、松本市)、市町村)に提出してください。

イ 複数の事業所を運営する法人等が、複数の事業所をまとめて計画書を作成する場合及び法人等一括で作成する場合には、同一の計画書を各指定権者へ提出する必要があります。

3 各種通知・様式について

計画書の様式は、改定後の新様式で作成してください。(新様式等は、この通知に添付したのになります。)

過去の通知や様式等は、松本市ホームページに掲載していますので、確認してください。新様式等については、準備が出来次第掲載します。

4 その他留意事項

(1) 計画書の様式には計算式が設定されています。設定を変更しないでください。

(2) 「処遇改善計画書(処遇改善計画書、特定処遇改善計画書、ベースアップ等支援計画書)作成用 基本情報入力シート」(エクセルファイル「別紙様式2-1, 2-2, 2-3, 2-4_処遇改善計画書」内にあります。)にて、ワークシートの入力順番(推奨)、入力セル等を確認し計画書を作成してください。

(3) 計画書の根拠資料の提出は原則不要です。法人等で保管し、松本市からの求めがあった場合は、速やかに提出してください。

送付先及び問い合わせ先

【障害者総合支援法関係】

松本市健康福祉部障がい福祉課

(課長) 高木 寿郎

(担当) 田中 徳也、栗田 佳樹、柳沢 茉歩

住所 390-8620 松本市丸の内3番7号

電話 0263-34-3000(内線2548)

FAX 0263-36-9119

mail s-fukusi@city.matsumoto.lg.jp

送付先及び問い合わせ先

【児童福祉法関係】

松本市こども部こども福祉課

(課長) 二木 玲子

(担当) 仲林 啓

住所 390-8620 松本市丸の内3番7号

電話 0263-34-3000(内線2228)

FAX 0263-36-9119

mail kodomo-f@city.matsumoto.lg.jp